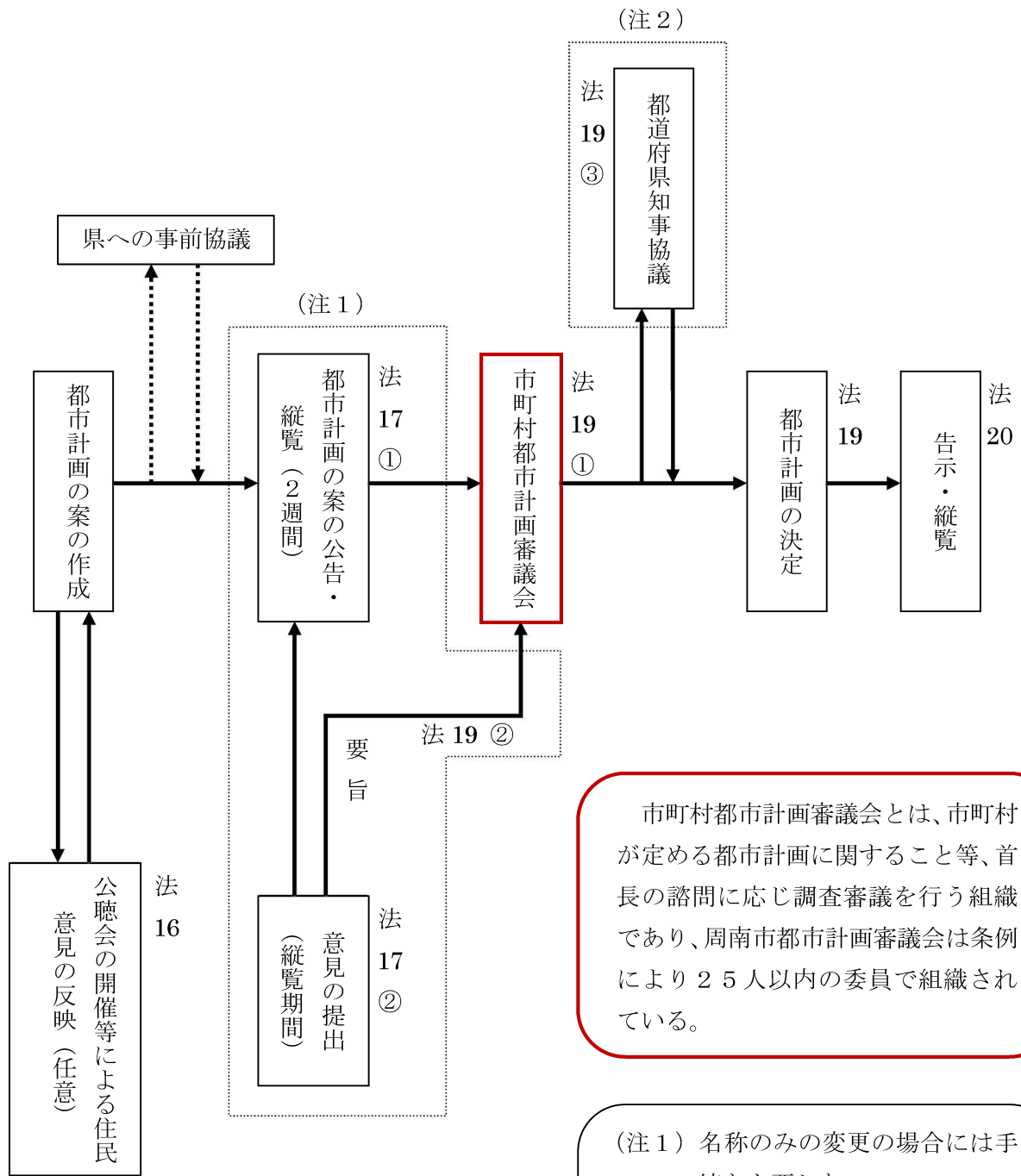


# 市町村の定める都市計画



市町村都市計画審議会とは、市町村が定める都市計画に関すること等、首長の諮問に応じ調査審議を行う組織であり、周南市都市計画審議会は条例により25人以内の委員で組織されている。

(注1) 名称のみの変更の場合には手続きを要しない。  
 (注2) 地区計画等に関する都市計画において、知事協議事項は、位置及び区域等令第14条の2に掲げる事項に限定。